参考資料1

連携計画の枠組みと緊急要請への対応フロー

災害により、特定の地域への石油の供給が不足する事態が発生

↓

経産大臣が連携計画届出会社（元売会社）に対し、連携計画の実施を勧告

被災地

要請

都道府県・政府機関（受付窓口）

要請

政府緊急災害対策本部

要請
承認

資源エネルギー庁

要請
承認

共同オペレーションルーム

- 石油連盟事務局が事務局業務を担当
- 「連携計画」に係る地域の石油物流の課題全般の検討

情報収集室

- 石油元売の被災状況・在庫量等を情報収集

緊急要請対応室

- エネ庁からの要請に基づき、個々の要請に対応する石油元売を割り振り

共同基地利用ＷＧ※

- 基地の共同利用を行う場合に出荷・受入設備の利用スケジュール等の割り振りを調整

（※必要に応じ、経産省の指示に基づき、設置）

供給
依頼

連携計画届出会社（元売会社）

石油製品の供給

出所：石油連盟